

兵庫県公報

平成26年12月12日 金曜日 第 2654 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止（文書課）	1
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	3
○ 漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定（水産課）	3
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 たつの市）（用地課）	7
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	8
公 告	
○ 入札公告（農政環境部総務課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
教育委員会告示	
○ 博物館の登録	13
正 誤	
○ 平成26年11月28日付け兵庫県公報第2650号中	13

告 示

兵庫県告示第1089号

次に掲げる公印を平成26年12月31日限り廃止する。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止公印の名称及び印影

兵庫県知事印（但馬空港管理事務所）	兵庫県知事職務代理者印（但馬空港管理事務所）	兵庫県但馬県民局長印（但馬空港管理事務所）

兵庫県告示第1090号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成26年11月26日に、大阪府豊中市岡の上町2丁目5-28-2階北大阪合同労働組合執行委員長中川幹雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事件
北大阪合同労働組合が主張する次の事項について
36協定締結に際しての労働者過半数代表者の選出方法に関する要求
- 2 日時
平成26年12月25日（木）から平成27年3月31日（火）まで
- 3 場所
医療法人朗源会 おおくまセントラル病院 尼崎市東園田町4丁目23-1
- 4 概要
法定時間外労働に対する組合員1名による指名ストライキの実施



兵庫県告示第1091号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市吉川町、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	平成27年10月27日（火）から同年11月26日（木）までの期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
芦屋市	平成27年10月5日（月）から同月23日（金）までの期間で別に通知する期日	
豊岡市	平成27年5月12日（火）から同年7月3日（金）までの期間で別に通知する期日	
西脇市 （黒田庄町の区域を除く。）	平成28年1月26日（火）から同年2月5日（金）までの期間で別に通知する期日	
三木市吉川町	平成27年6月16日（火）から同月19日（金）までの期間で別に通知する期日	
高砂市	平成28年1月19日（火）から同年2月10日（水）までの期間で別に通知する期日	
加西市	平成27年7月21日（火）から同年8月7日（金）までの期間で別に通知する期日	
篠山市	平成27年9月2日（水）から同年10月2日（金）までの期間で別に通知する期日	
養父市	平成27年6月23日（火）から同年7月9日（木）までの期間で別に通知する期日	

南あわじ市	平成27年11月24日（火）から同年12月17日（木）までの期間で別に通知する期日
淡路市	平成27年10月13日（火）から同年11月19日（木）までの期間で別に通知する期日
猪名川町	平成27年7月14日（火）から同月17日（金）までの期間で別に通知する期日
香美町	平成27年5月12日（火）から同年6月4日（木）までの期間で別に通知する期日
新温泉町	平成27年4月14日（火）から同月24日（金）までの期間で別に通知する期日

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



兵庫県告示第1092号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
林谷土地改良区	平成26年11月26日



兵庫県告示第1093号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第118条第3項の規定により知事が地先水面を分けて定める一定の区域を次のように定める。

なお、平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）、平成15年兵庫県告示第682号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）、平成19年兵庫県告示第614号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）、平成19年兵庫県告示第672号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）及び平成21年兵庫県告示第1124号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）は、廃止する。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第114条第3号に掲げる漁業

かき養殖業

（加入区の名称）	（区 域）
かき江井ヶ島加入区	区第524号及び区525号漁業権漁場の区域
かき大津加入区	区第502号漁業権漁場の区域
かき網干加入区	区第503号及び区523号漁業権漁場の区域
かき岩見加入区	区第504号漁業権漁場の区域
かき室津加入区	区第505号及び区506号漁業権漁場の区域
かき相生加入区	区第508号、区第509号、区第510号、区第511号、区第512号、区第519号、区第520号、区第521号及び区第522号漁業権漁場の区域
かき坂越加入区	区第513号、区第514号及び区第515号漁業権漁場の区域
かき福浦加入区	区第517号漁業権漁場の区域

かき家島第1加入区

区第518号及び区第526号漁業権漁場の区域のうち家島漁業協同組合の区域

かき家島第2加入区

区第518号及び区第526号漁業権漁場の区域のうち坊勢漁業協同組合の区域

小割式1年魚はまち養殖業

(加入区の名称)

(区 域)

小割式1年魚はまち家島第1加入区

区第301号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第2加入区

区第302号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第3加入区

区第303号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第4加入区

区第304号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第5加入区

区第305号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第6加入区

区第306号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第7加入区

区第307号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第8加入区

区第308号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第9加入区

区第309号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち家島第10加入区

区第314号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち由良加入区

区第310号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち南淡第1加入区

区第311号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち南淡第2加入区

区第312号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち南淡第3加入区

区第313号漁業権漁場の区域

小割式1年魚はまち但馬加入区

区第701号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち養殖業

(加入区の名称)

(区 域)

小割式2年魚はまち家島第1加入区

区第301号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第2加入区

区第302号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第3加入区

区第303号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第4加入区

区第304号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第5加入区

区第305号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第6加入区

区第306号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第7加入区

区第307号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第8加入区

区第308号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第9加入区

区第309号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち家島第10加入区

区第314号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち由良加入区

区第310号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち南淡第1加入区

区第311号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち南淡第2加入区

区第312号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち南淡第3加入区

区第313号漁業権漁場の区域

小割式2年魚はまち但馬加入区

区第701号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち養殖業

(加入区の名称)

(区 域)

小割式3年魚はまち家島第1加入区

区第301号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第2加入区

区第302号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第3加入区

区第303号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第4加入区

区第304号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第5加入区

区第305号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第6加入区

区第306号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第7加入区

区第307号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第8加入区

区第308号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第9加入区

区第309号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち家島第10加入区

区第314号漁業権漁場の区域

小割式3年魚はまち由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式3年魚はまち南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式3年魚はまち南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式3年魚はまち南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式3年魚はまち但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい養殖業	
(加入区の名称)	(区 域)
小割式1年魚たい家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第2加入区	区第302号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第3加入区	区第303号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第4加入区	区第304号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第5加入区	区第305号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第6加入区	区第306号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第7加入区	区第307号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第8加入区	区第308号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式1年魚たい但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい養殖業	
(加入区の名称)	(区 域)
小割式2年魚たい家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第2加入区	区第302号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第3加入区	区第303号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第4加入区	区第304号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第5加入区	区第305号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第6加入区	区第306号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第7加入区	区第307号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第8加入区	区第308号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式2年魚たい但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい養殖業	
(加入区の名称)	(区 域)
小割式3年魚たい家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第2加入区	区第302号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第3加入区	区第303号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第4加入区	区第304号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第5加入区	区第305号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第6加入区	区第306号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第7加入区	区第307号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第8加入区	区第308号漁業権漁場の区域
小割式3年魚たい家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域

小割式3年魚たい家島第10加入区
 小割式3年魚たい由良加入区
 小割式3年魚たい南淡第1加入区
 小割式3年魚たい南淡第2加入区
 小割式3年魚たい南淡第3加入区
 小割式3年魚たい但馬加入区

区第314号漁業権漁場の区域
 区第310号漁業権漁場の区域
 区第311号漁業権漁場の区域
 区第312号漁業権漁場の区域
 区第313号漁業権漁場の区域
 区第701号漁業権漁場の区域

小割式2年魚ふぐ養殖業

(加入区の名称)

(区 域)

小割式2年魚ふぐ家島第1加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第2加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第3加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第4加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第5加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第6加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第7加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第8加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第9加入区
 小割式2年魚ふぐ家島第10加入区
 小割式2年魚ふぐ由良加入区
 小割式2年魚ふぐ南淡第1加入区
 小割式2年魚ふぐ南淡第2加入区
 小割式2年魚ふぐ南淡第3加入区
 小割式2年魚ふぐ但馬加入区

区第301号漁業権漁場の区域
 区第302号漁業権漁場の区域
 区第303号漁業権漁場の区域
 区第304号漁業権漁場の区域
 区第305号漁業権漁場の区域
 区第306号漁業権漁場の区域
 区第307号漁業権漁場の区域
 区第308号漁業権漁場の区域
 区第309号漁業権漁場の区域
 区第314号漁業権漁場の区域
 区第310号漁業権漁場の区域
 区第311号漁業権漁場の区域
 区第312号漁業権漁場の区域
 区第313号漁業権漁場の区域
 区第701号漁業権漁場の区域

小割式3年魚ふぐ養殖業

(加入区の名称)

(区 域)

小割式3年魚ふぐ家島第1加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第2加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第3加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第4加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第5加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第6加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第7加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第8加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第9加入区
 小割式3年魚ふぐ家島第10加入区
 小割式3年魚ふぐ由良加入区
 小割式3年魚ふぐ南淡第1加入区
 小割式3年魚ふぐ南淡第2加入区
 小割式3年魚ふぐ南淡第3加入区
 小割式3年魚ふぐ但馬加入区

区第301号漁業権漁場の区域
 区第302号漁業権漁場の区域
 区第303号漁業権漁場の区域
 区第304号漁業権漁場の区域
 区第305号漁業権漁場の区域
 区第306号漁業権漁場の区域
 区第307号漁業権漁場の区域
 区第308号漁業権漁場の区域
 区第309号漁業権漁場の区域
 区第314号漁業権漁場の区域
 区第310号漁業権漁場の区域
 区第311号漁業権漁場の区域
 区第312号漁業権漁場の区域
 区第313号漁業権漁場の区域
 区第701号漁業権漁場の区域

小割式ひらめ養殖業

(加入区の名称)

(区 域)

小割式ひらめ家島第1加入区
 小割式ひらめ家島第2加入区
 小割式ひらめ家島第3加入区
 小割式ひらめ家島第4加入区
 小割式ひらめ家島第5加入区
 小割式ひらめ家島第6加入区
 小割式ひらめ家島第7加入区
 小割式ひらめ家島第8加入区

区第301号漁業権漁場の区域
 区第302号漁業権漁場の区域
 区第303号漁業権漁場の区域
 区第304号漁業権漁場の区域
 区第305号漁業権漁場の区域
 区第306号漁業権漁場の区域
 区第307号漁業権漁場の区域
 区第308号漁業権漁場の区域

小割式ひらめ家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域
小割式ひらめ家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
小割式ひらめ由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式ひらめ南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式ひらめ南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式ひらめ南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式ひらめ但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域
小割式まさば養殖業	
(加入区の名称)	(区 域)
小割式まさば家島第1加入区	区第301号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第2加入区	区第302号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第3加入区	区第303号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第4加入区	区第304号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第5加入区	区第305号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第6加入区	区第306号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第7加入区	区第307号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第8加入区	区第308号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第9加入区	区第309号漁業権漁場の区域
小割式まさば家島第10加入区	区第314号漁業権漁場の区域
小割式まさば由良加入区	区第310号漁業権漁場の区域
小割式まさば南淡第1加入区	区第311号漁業権漁場の区域
小割式まさば南淡第2加入区	区第312号漁業権漁場の区域
小割式まさば南淡第3加入区	区第313号漁業権漁場の区域
小割式まさば但馬加入区	区第701号漁業権漁場の区域



兵庫県告示第1094号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

たつの市

2 事業の種類

たつの市民病院駐車場拡張整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県たつの市御津町朝臣字五反田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

たつの市民病院駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」の施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者であるたつの市は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の施行により、自動車での来院者や職員等の駐車スペースを確保できるとともに、病院正面駐車場での駐車待ち車両の滞留による緊急車両進入の妨げ防止や周辺道路等への路上駐車防止による地域住民等の生活安全確保等が図られることから、本件事業により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないが、任意の起業地調査では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行に伴う環境への影響は極めて小さいものと推測される。また、起業地周辺は一団の優良農地が広がるが、起業地は端部に位置し、周辺農地の土地利用に対する影響も軽微で、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定に当たっては、(1)社会的条件／駐車場利用者の安全性や、周辺農地への影響に配慮されていること、(2)技術的条件／駐車場出入口が複数配置でき、効率的な利用ができること、(3)経済的条件／事業費を軽減でき、施設維持費が継続的に発生しないこと、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も均衡のとれた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在借地利用している臨時駐車場用地について、土地所有者に今年度内の返却を要することから、自動車での来院者や職員等の利用のため、早急に駐車場を整備する必要がある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により整備される駐車場は、利用上の利便性や安全性を確保しつつ、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

たつの市役所情報公開コーナー



兵庫県告示第1095号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次

のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
西播都市計画道路
3.5.103号竜野相生線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
相生市那波野字大道越並びに陸字陣場山並びに汐見台
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成26年12月12日から同月26日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び相生市建設農林部都市整備課

公 告

入札公告

物品の調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月12日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量
兵庫県北部農業技術センター庁舎ほか4施設(庁舎)で使用する電気 予定数量1,274,802キロワット時／年
 - (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - (3) 履行期間
平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで
 - (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県納税局管理課 電話(078)341-7711 内線4946
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受

けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成26年12月12日（金）から平成27年1月9日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県農政環境部農政企画局総務課 担当 尾寄 電話（078）341-7711 内線3924

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成26年12月15日（月）から平成27年1月9日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年1月30日（金）午前10時から

場所 兵庫県農政環境部農政企画局総務課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年1月29日（木）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月28日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の108）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年1月9日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)、又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ上手野店

所在地 姫路市上手野字又十郎新開309番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

(1) 駐車場について

出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内で当該道路を通行する歩行者の存在を確認できる出口の構造とすること。（駐車場法施行令第7条第1項第5号）

(2) 街並みづくり等への配慮

ア 屋外広告物条例に基づく許可申請が必要であるため、事前に協議を行うこと。

イ テナント1棟についても、景観法に基づく景観計画区域内の行為届出書が必要であるため、提出すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年12月12日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス篠山東吹店

所在地 篠山市東吹字東中道ノ坪1121番ほか

2 同法第8条第1項の規定により篠山市から聴取した意見の概要

(1) 空調機室外機に関すること

ア 騒音規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設に該当（出力7.5kw以上）する場合は、市への設置届が必要であるので、留意されたい。

イ 設置場所については、近隣住民の迷惑とならないよう配慮し、かつ、敷地境界での騒音、振動規制基準を遵守すること。

ウ 住民より、騒音、振動、悪臭に対する苦情があった場合は、その都度対応すること。

(2) アイドリングストップに関すること

駐車場でのアイドリングストップについて来店者に周知を図ること。

(3) 通学路に関すること

計画地北側道路は小中学校の通学路に指定しているため、工事車両の通行に配慮すること。また、開店後の来客者及び搬入時の安全な車両誘導にも配慮すること。

(4) 景観への配慮

ア 建築物の建築、開発行為について、景観法第16条第1項の届出が必要となる。建築行為、開発行為の届出に当たっては篠山市景観計画に定める景観形成基準（まちの区域）を遵守すること。

イ 屋外広告物の設置については、篠山市屋外広告物条例の許可申請及び篠山市景観条例第11条第1項の届出が必要となる。屋外広告物の設置にあたっては、篠山市屋外広告物条例に定めた第3種禁止地域等の基準並びに篠山市景観計画に定める景観形成基準（沿道丹南篠山口IC周辺地区）を遵守すること。

(5) 市町等の公的計画への協力

篠山市では、開発事業者、市民及び市の合意形成のもと、地域環境に適合する良好な開発行為を創出するため、篠山市まちづくり条例に基づく開発誘導を行っている。同条例では、事前協議を義務づけ、その結果を反映した開発行為を規定している。本件の開発行為については、平成25年4月30日付で事前協議申出書の提出があり、同年8月8日付で事前協議の回答を交付している。今回の大規模小売店舗届出書（平成26年6月17日付）に記載された事業計画には、事前協議の回答内容が反映されておらず、公的計画等への協力姿勢が見られない。篠山市まちづくり条例に即した開発行為を進めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年12月12日から1月間

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第10号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成26年12月12日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

登 録 年 月 日	平成26年11月10日
登 録 番 号	第31号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	豊岡市教育委員会 豊岡市中央町2番4号
名 称	但馬国府・国分寺館
所 在 地	豊岡市日高町祢布808番
備 考	種別 歴史博物館

正 誤

○平成26年11月28日付け（兵庫県公報第2650号）

兵庫県告示第1063号（景観影響評価準備書の縦覧等）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から20	兵庫県告示第1063号	兵庫県告示第1062号の2